

# 児童扶養手当制度 ~ひとり親家庭の生活と児童のすこやかな成長を支援します~

- ◆**手当を受けることができる人（支給要件）**  
次の要件に該当する児童を養育している父、母または父母に代わって養育している人
- 【年齢】  
満18歳に達した年度の3月31日まで  
なお、児童が心身に中度以上の障がいのある場合（特別児童扶養手当該当程度）は20歳未満まで
- 【状況】児童が次の①～⑨のいずれかに該当していること。
  - ①父母が離婚している。
  - ②父または母が死亡している。
  - ③父または母が重度の障がいがある。
  - ④父または母の生死が不明である。
  - ⑤父または母が子育てを放棄している。
  - ⑥父または母が裁判所からDV保護命令を受けている。
  - ⑦父または母が1年以上拘禁されている。
  - ⑧婚姻によらないで生まれた。
  - ⑨棄児などで父母がいるかいないか明らかでない。
- ◆**所得制限について**  
前年の所得が一定額以上あるときは、その年度（11月分から翌年10月分まで）に手当の一部または全部が支給停止となります。
- ◆**現況届の提出について**  
支給認定を受けている方は、毎年8月に「現況届」を提出してください。

◆**手当額（月額）について**

区分	手 当 月 額		
	児童1人	児童2人	児童3人
全部支給	43,160円	53,350円	59,460円
一部支給	43,150～10,180円	53,330円～15,280円	59,430円～18,340円

※第3子以降は6,110円～3,060円の所得に応じた加算となります。

【お問い合わせ】 奥出雲町福祉事務所 福祉グループ 有線:31-5386 電話:54-2541

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う国の緊急対策事業 ひとり親世帯を支援するため「ひとり親世帯臨時特別給付金」を支給します

◆**基本給付**  
給付対象は、次の①～③のいずれかに該当する方

	基本給付の給付対象者	申請の要否
①	令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方	不要
②	公的年金（遺族年金・障害年金等）等を受給しているため、令和2年6月の児童扶養手当の支給を受けていない方	必要
③	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となる方	必要

◆**追加給付**

	追加給付の給付対象者	申請の要否
	基本給付の給付対象（①、②）に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少した方	必要

**特別定額給付金（一人10万円）の申請期限は、令和2年8月14日です（郵送の場合は当日消印有効）。**  
期限を過ぎて申請された場合は給付できませんので、申請がお済みでない方は、早めに申請ください。

**お問い合わせ 特別定額給付金対策室**  
電話：54-2507

申請が必要な方は、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

- 奥出雲町福祉事務所  
「ひとり親世帯臨時特別給付金」窓口  
有線:31-5386 電話:54-2541
- 厚生労働省  
「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター  
電話:0120-400-903  
(受付時間 平日9:00～18:00)

よろしくお願ひします

## 3名の方に人権擁護委員が委嘱されました

人権擁護委員として町民の人権相談や啓発活動にご尽力いただきました入澤庸江さんの退任に伴い、7月1日付けで廣田孝子さんが法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。また、7月1日付けで森山 潔さん、久井 一さんが再委嘱されました。任期は3年です。よろしくお願ひします。

奥出雲町では6名の人権擁護委員が特設人権相談所の開設や出前講座、学校訪問などの人権啓発活動に取り組んでいます。お気軽にご相談ください。

【奥出雲町の人権擁護委員】  
久井 一さん（亀嵩） 森山 潔さん（馬木）  
渡部 昭雄さん（八川） 長谷川恵美子さん（三成）  
山田 朱美さん（布勢） 廣田 孝子さん（馬木）

## 行政相談員の委嘱について

5月1日付けで三成中央公民館長の松原房夫さんが行政相談員に委嘱され、6月12日に総務省島根行政監視行政相談センターの松浦弘年所長から委嘱書の交付がありました。

行政相談員は、総務大臣が委嘱した民間有識者（ボランティア）です。定期的に公民館等で行政相談所を開設し、住民の皆さまの身近な相談相手として、国の行政などに関する相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申入れなどを行います。

【お問い合わせ】  
総務省島根行政監視行政相談センター  
電話:0852-21-3630



## 人権擁護委員の入澤庸江さんに感謝状贈呈

平成26年7月1日から6年間にわたり人権擁護委員として活躍された入澤庸江さんが、松江地方法務局出雲支局の細田祐司支局長から感謝状を贈呈されました。

入澤さんは、人権擁護委員として町民の人権擁護と人権思想の普及高揚に尽力されました。6年間ありがとうございました。



感謝状を読み上げる細田支局長と入澤さん（左）

## 前行政相談員の立石典夫さんに総務大臣感謝状贈呈

6月12日、今年3月末をもって行政相談員を退任された立石典夫さんに、行政相談制度の発展に貢献いただいた功績を称え、総務省島根行政監視行政相談センターの松浦弘年所長より総務大臣感謝状が贈呈されました。

立石さんは、平成27年から4年10ヶ月に亘り、行政相談員として三成中央公民館で住民からの相談を受け付け、住民と行政の架け橋として活躍いただきました。ありがとうございました。



## 障がいのため介護が必要な方等への手当を支給します

<p><b>特別児童扶養手当</b></p> <p>月額 1級 52,500円 2級 34,970円</p> <p>20歳未満の障がい児の父母等が、当該児童を監護・養育する場合（施設入所者を除く）</p>	<p><b>特別障害者手当</b></p> <p>月額 27,350円</p> <p>20歳以上で著しく重度の障がいがあり、常時特別な介護を必要とする方（施設入所者や病院等に継続して3ヶ月を越えて入院している方を除く）</p>	<p><b>障害児福祉手当</b></p> <p>月額 14,880円</p> <p>20歳未満で重度の障がいがあり、常時介護を必要とする方（施設入所者を除く）</p>
--	---	--

■**所得制限について**  
本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得が制限額以上あるときは、その年の8月分から翌年7月分までの手当が支給停止となります。

■**所得状況届の提出について**  
手当を受給中の方は、毎年8月に「所得状況届」を提出してください。（用紙は8月上旬にお送りします。）

【お問い合わせ】 奥出雲町福祉事務所 福祉グループ 有線:31-5386 電話:54-2541